

事例8 KDDI(株)による(株)ジュピターテレコム(株)の株式取得

第1 本件の概要

本件は、電気通信事業を営むKDDI株式会社（以下「KDDI」という。）が、ケーブルテレビによる有料多チャンネル放送事業を営む株式会社ジュピターテレコム（以下「J:COM」という。）の株式を追加取得することを計画したものである。関係法条は、独占禁止法第10条である。

第2 一定の取引分野

1 役務範囲

KDDIを最終親会社とする企業結合集団（以下「KDDIグループ」という。）においては、KDDIの子会社であるジャパンケーブルネット株式会社（以下「JCN」という。）がケーブルテレビによる有料多チャンネル放送事業を、KDDIがIPTV（Internet Protocol TV）による有料多チャンネル放送事業をそれぞれ営んでいる。また、J:COMは、ケーブルテレビによる有料多チャンネル放送事業を営んでいる。

有料多チャンネル放送事業は、配信方法の違いにより、BS（Broadcasting Satellite）、CS（Communication Satellite）、IPTV及びケーブルテレビに分類される。

BS、CS、IPTV及びケーブルテレビにおける放送コンテンツの提供形態は、映画、スポーツ、音楽、バラエティ等といった放送コンテンツを有料で個別に又はパッケージとして提供しているという点において共通し、それらの視聴を希望するユーザーは、提供される放送コンテンツの内容、料金等を勘案して、契約する事業者を選択している。

したがって、「有料多チャンネル放送事業」を役務範囲として画定した。

2 地理的範囲

有料多チャンネル放送を視聴しようとするユーザーは、その地域においてサービスの提供を行っている放送事業者の中から契約先を選択している。この点、BS・CS・IPTV放送事業者は、いずれもおおむね日本全国で同様の役務提供を行っているのに対し、ケーブルテレビ放送事業者は、おおむね市町村単位で役務提供を行っており、同一の地域で2以上のケーブルテレビ放送事業者が競合して役務の提供を行っていることは基本的にないという状況にある。

したがって、「ケーブルテレビ放送事業者の営業地域」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 当事会社グループ間の従来競争の状況等

同一のケーブルテレビ放送事業者の営業地域において、J:COMのケーブルテレビとKDDIのIPTVは有料多チャンネル放送事業として競合するが、前記第2の2のとおり、J:COMのケーブルテレビとJCNのケーブルテレビは競合しない。KDDIグループの契約の多くはJCNの契約であるため、ケーブルテレビ放送事業者の営業地域ごとにみると、本件行為後、いずれの営業地域においても当事会社グループのユーザー数が大きく増加することとはならない。

2 競争事業者の状況等

ケーブルテレビ放送事業者のいずれの営業地域においても、BS放送事業者、CS放送事業者及びIPTV放送事業者で有力な競争業者が存在し、他の有料多チャンネル放送事業者の供給余力の問題は存在しない。

また、有料多チャンネル放送は成熟期に入っており、今後の大幅な契約数の増加は見込めないとされているため、有料多チャンネル放送事業者は少数の新規契約の獲得を巡る競争にさらされている。

3 隣接市場からの競争圧力

インターネットのブロードバンド化が進展した近年においては、有料、無料を問わず各種のビデオ・オン・デマンドサービスが提供されていること等から、隣接市場からの競争圧力が一定程度働いていると考えられる。

第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。